

## 第 574 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 7 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	茂木 比呂志	2	平野 弁一	3	磯貝 昭一	4	鈴木 伸江
5	大後 護	6	渡邊 和巳	7	小柴 賢次郎	8	神子 恒
9	川口 寛市	10	稲村 耕一	11	澤邊 治之	12	森田 泰彰
13	鈴木 昇	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）


5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認及び同条の規定による  
許可申請について

第 574 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ第 574 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、本日は今期の農業委員会の最後の総会ということで鈴木伸江委員から花をご用意いただきました。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、14 名中 14 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p>
局長	<p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(議長挨拶)</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 574 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p>

議長	<p>9 番川口委員、10 番稲村委員を指名いたします。  それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p><b>【議案第 1 号】</b></p>
議長	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 8 番神子委員お願いします。</p>
神子委員	<p>議案第 1 号 1 番について申請地を 7 月 4 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。  浅間山運動公園より南東の方向約 1.4km に位置する農地です。  権利者は農業経営の規模拡大、義務者は今年の台風による住居被害の修繕費用捻出のため、土地の売却を希望していたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。  営農計画としましては、水稻栽培を行う計画です。  以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの神子委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は住居の修繕費用捻出のために売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は 4,243 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は、22,464 m<sup>2</sup>であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は 5,000 m<sup>2</sup>の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を8番神子委員お願いします。</p>
神子委員	<p>議案第1号2番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>マザー牧場の敷地内にある農地です。</p> <p>権利者は当該土地を義務者から賃借中であり、義務者が県外移住予定につき賃借中の当該土地の売却を希望していたことから、賃貸借の合意解約を行い、改めて売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、牧草栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの神子委員の説明に補足させていただきます。</p>

	<p>今回の案件は、義務者は農地の売却を希望し、権利者は当該土地を令和元年12月9日付で賃貸借契約により賃借していましたが、義務者の県外移住につき、令和2年6月5日付で合意解約を行い、今回改めて売買による所有権移転の許可申請をするものです。</p> <p>申請地は、農用地区域外の農地であり、面積は29,810㎡、権利者の耕作面積は、198,438㎡であり、農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地を取得する場合1,000㎡で、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>今の説明について、資料の訂正と補足をさせていただきます。</p> <p>資料では、87,372㎡と記載されておりますが、198,438㎡の誤りですので訂正をお願いいたします。</p> <p>また、法人が農地を取得する場合については、原則として貸借のみが許可となりますが、申請者は農地所有適格法人の要件を満たしていますので、機械、技術、労働力の要件も満たしていますので、取得については支障がないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
事務局 (赤井)	<p>今この説明について、資料の訂正と補足をさせていただきます。</p> <p>資料では、87,372㎡と記載されておりますが、198,438㎡の誤りですので訂正をお願いいたします。</p> <p>また、法人が農地を取得する場合については、原則として貸借のみが許可となりますが、申請者は農地所有適格法人の要件を満たしていますので、機械、技術、労働力の要件も満たしていますので、取得については支障がないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p>

議長	次に、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を8番神子委員お願いします。
神子委員	<p>議案第1号3番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>マザー牧場の敷地内にある農地です。</p> <p>当該土地を賃借していた会社が解散したことにより、事業を引き継いでいる権利者が改めて賃貸借契約を締結したく義務者に申し込んだところ、了承されたことから、賃借権設定の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、牧草栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>
議長	担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。
事務局 (樋口)	<p>ただいまの神子委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、権利者は事業を引き継いだため改めて賃貸借契約を締結することを希望し、義務者がそれを了承したことによる申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域外の農地であり、面積は6,912㎡、権利者の耕作面積は、198,438㎡であり、農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地を賃借する場合1,000㎡で、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>

議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第1号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を12番森田委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第1号4番について申請地を7月4日に確認しました。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 JAきみつ富津経済センターより北西の方向約650mに位置する農地です。 権利者は農業経営の規模拡大、義務者は離農を希望していたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。 営農計画としましては、レン草・小松菜類栽培を行う予定です。 以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。 今回の案件は、義務者は離農を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。 申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は1,482㎡、権利者の耕作面積は、5,445㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。 その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。 以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第2号】</b></p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>次の議案第2号1番、次の議案第2号2番は、権利者及び、申請理由が同一であるため、一括で審議し個別に採決したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、一括で審議をいたします。</p> <p>担当委員の現地調査及び説明を7番小柴委員お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第2号1番と2番について申請地を7月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>別添資料の所在地番が更和になっていますが、田原が正しいものです。</p> <p>天羽東中学校より北東の方向約3.5kmに位置する農地であります。</p>

<p>議長</p>	<p>義務者は、人手不足により当該土地の耕作の継続が困難な状態にあったところ、権利者から太陽光発電事業用地とすることについて申し入れがあり、発電事業に利用することで話がまとまったため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付資料から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p>

議長	<p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を12番森田委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号3番について申請地を7月4日に確認しました。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より南西の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は現在君津市在住であり、移動距離の長さから富津市内の所有農地の耕作ができず、売却先を探していたところ、権利者から太陽光発電用地とすることについて申し入れがあり、陽当たりがよく、東電柱も近くあって太陽光発電事業用地に適していたため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、申請地からおおむね300m以内に市役所の基準点があることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。</p> <p>雨水については自然浸透としています。</p>

議長	<p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を12番森田委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号4番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明します。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津公民館より東の方向約700mに位置する農地であります。</p> <p>義務者はいずれも高齢で所有農地の耕作ができず、売却先を探していたところ、権利者から太陽光発電事業用地とすることについて申し入れがあり、日照、地盤等、太陽光発電に適した土地であるため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>なお、申請地は、現地確認の時点で既に埋め立てが行われている状況です。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成については、現地確認の時点で埋め立てが行われており、その上に太陽光発電設備を設置することとしています。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>また、本件の許可申請の前に埋め立てが行われていることについて、詳細をご説明いたします。</p> <p>当該農地は、義務者が発電事業の認定申請をするにあたり、令和元年7月に伐採、整地を業者に依頼したところ、多量の土を入れての埋め立てが行われました。</p> <p>この埋め立ては、富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可を要するものですが、許可を受けていない状態です。</p> <p>このことについて、農地法第5条第2項第3号で、「申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」は許可することができないと規定されております。</p> <p>また「確実と認められない場合」を同法施行規則第57条第2号で、「申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。」と規定しており、これを</p>

	<p>確認するものとして市埋立て条令に基づく許可申請書の写し又は申請状況を説明した書面が必要となりますが本日までに許可申請書の写し等の提出がない状況です。</p> <p>このため、本件の議案については却下に相当すると考えられます。</p> <p>なお、立地基準及び一般基準のうち市の埋め立て条例に係る許可以外の要件は満たしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>
磯貝委員	<p>今の説明で却下相当がふさわしいとの説明があったんですけども、事業者から書類申請が当然あったと思いますが、不備があったかどうかの一つ。却下相当がふさわしいとのことですがどのように指導したのかが一つ、この二つについてお答えください。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局（赤井）	<p>申請については、6月の締め切り日に提出がありましたが、その時点で書類がそろっていないということで、窓口で申請者に対し書類不備があることを伝えていきます。</p> <p>申請書の内容について、こういった不備がありますということを説明しましたが、総会の日時点において、申請書に添付すべき書類がすべてそろっていないという不備が現時点においてあります。</p>
議長	<p>他にご質疑ございますか。</p>
磯貝委員	<p>不備の点はわかりました。業者への指導はあるのですか。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>

事務局 (赤井)	<p>指導については、電話による口頭指導や窓口での指摘により行っています。</p>
議長	<p>ほかにご質疑ございますか。</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきましては、却下相当との説明がありました。</p> <p>原案を許可相当と思われる方は、挙手し、許可すべきでないと思われる方は、挙手しないでください。</p>
議長	<p>それでは、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>挙手なしであります。</p> <p>よって議案第2号4番は不承認となりました。</p>
議長	<p>次に議案第2号5番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を12番森田委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号5番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明します。</p> <p>申請地の所在は4番の申請地の隣です。</p> <p>義務者はいずれも高齢で所有農地の耕作ができず、売却先を探していたところ、権利者から太陽光発電事業用地とすることについて申し入れがあり、日照、地盤等、太陽光発電に適した土地であるため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>なお、この申請地も、現地確認の時点で既に埋め立てが行われている状況です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局 (樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成については、現地確認の時点で埋め立てが行われており、その上に太陽光発電設備を設置することとしています。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>また、本件の許可申請の前に埋め立てが行われていることについては先ほどの4番の申請地と一体で埋め立てが行われているため、先ほどご説明したとおりです。</p> <p>このため、本件の議案については却下に相当すると考えられます。</p> <p>なお、立地基準及び一般基準のうち市の埋め立て条例に係る許可以外の要件は満たしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>それでは、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>挙手なしであります。</p> <p>よって議案第2号5番は不承認となりました。</p>

議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認及び同条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第3号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を12番森田委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第3号1番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明します。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津公民館より南西の方向約400mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、平成30年に駐車場用地の転用許可を得ていますが、許可後に車両台数が大幅に減少し、駐車場として利用する必要性がなくなったため、活用方法が無い状態にありました。</p> <p>今回、権利者が太陽光発電用地を探していたところ、当該地に設置することで話がまとまり、所有権設定を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は、平成30年3月26日付で許可を受けた事案について、事業を継承し、及び新たに所有権移転を伴う転用を計画していることから、計画変更承認及び許可申請をするものです。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。</p>

<p>議長</p>	<p>雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【専決処分報告について】</b></p> <p>次に市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届け出でございますが、1番及び2番につきましては、専用住宅用地として転用するもので、面積は、1番が53㎡、2番が169㎡です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>次に、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございます</p>

	<p>が、</p> <p>1 番につきましては、太陽光発電用地として所有権を移転するもので面積は、271 m<sup>2</sup>です。</p> <p>2 番につきましては、駐輪場用地として所有権を移転するもので面積は、11 m<sup>2</sup>です。</p> <p>3 番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、233 m<sup>2</sup>です。</p> <p>4 番につきましては、宅地として所有権を移転するもので面積は、208 m<sup>2</sup>です。</p> <p>5 番につきましては、事務所等の用地として所有権を移転するもので面積は、1,076 m<sup>2</sup>です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p>
事務局 (赤井) 事務局長	<p>———農地の紹介依頼について説明———</p> <p>———総会資料不備及び開催通知遅延のお詫び———</p>
議長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第 574 回の定例農業委員会を終了します。</p> <p>閉会 午後 2 時 20 分</p>